

生駒市条例第7号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第22条第1項第1号中「生駒市水道事業給水条例（昭和35年12月生駒市条例第32号）」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月奈良県広域水道企業団条例第35号）」に改める。

第24条第1号中「生駒市水道事業給水条例」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例」に改める。

第34条第1項第4号中「で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。